

株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請の概要について

平成30年10月

原子力規制委員会

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社東芝
住 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
代表者の氏名 代表執行役社長 綱川 智

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

(2) 試験研究用等原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 株式会社東芝 原子力技術研究所
所在地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

(3) 分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

(4) 分割の方法及び条件

吸収分割であり、株式会社東芝が吸収分割会社で東芝エネルギーシステムズ株式会社が吸収分割承継会社である。東芝エネルギーシステムズ株式会社は、以下の点を確保するとしている。

1. 試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと
2. 試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること

(5) 分割の理由

東芝エネルギーシステムズ株式会社における原子力事業領域の研究開発及び設計支援機能を強化し、事業価値全体の向上を図るため。